

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

### 告示

○土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定等……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………

○開発行為に関する工事了(二件)……………(都市整備局多摩)

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

### 告示

●東京都告示第千二百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年十月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区成城六丁目一番一から同番四まで、同番六、同番七十七、三百一十一番、三百十二番一、三百十三番一、三百十四番一、三百十五番、三百十七番四、三百十八番三、三百十九番から三百二十九番まで、三百三十番一、三百三十一番一、三百三十二番一、七百八番、七百九十六番一から同番四まで、七百九十七番から七百九十九番まで、千三百三十九番二から同番五まで、千四百四十一番二、同番四から同番七まで、千四百四十四番一、同番二、千四百四十五番、千四百六十六番、千五百五十一番一、千五百六十三番、千五百六十五番一、同番五から同番七まで、千八百八十五番一、同番二、千九百九十二番一、同番三から同番八まで、千九百九十九番、千二百十六番一及び成城七丁目千四百四十三番

たので、同令第二十二条第一項の規定により公告する。  
なお、この選挙人名簿は、同条第三項の規定により、この公告の日において確定するものである。  
あわせて、宅地の所有者及び宅地について借地権を有する者の数が委員の定数に満たないため、選挙は行わないこととした。

令和三年十月十一日

東京都知事 小池 百合子

開発行為に関する工事了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名

含まれる地域の名称

青梅市野上町二丁目二百九十番地の一 青梅市野上町一丁目百五十五番一 森田 富子

青梅市梅郷五丁目千三十六番 青梅市野上町三丁目八番地三、同番三地先、千四十七番の四 丸和産業株式会社 二十四、千四十九番、千五十一番及び千五十一番一 代表取締役 塩野 仁史

開発行為に関する工事了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

### 公告

土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び権利者の数が委員の定数に満たないため選挙を行わないことについて

令和三年十一月七日に行う予定である東京都市計画事業

新宿駅直近地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第三項の規定による異議の申出がなかつ

令和三年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

小金井市前原町三丁目千六百四十一番一、千六百四十二番、番二号  
新宿区西新宿一丁目二十六番四十三番、千六百四十四番二、千六百四十五番二、代表取締役 松尾 大作  
千六百四十八番七から同番十まで、千六百五十一番一、同番三、同番四、千六百五十二番一、同番二及び千六百五十三番二

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十月十一日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- ニ トリ目黒店
- 三 店舗所在地 目黒区下目黒六丁目九百九十二番三ほか
- 四 設置者名 株式会社ニトリ
- 五 意見書
- 六 提出者及び住所 個人 目黒区在住
- 七 概要 (ア) 店舗南側住宅街にある生活道路へ

ウ 収受日 令和三年九月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(イ) 来退店車両の侵入を防ぐため、来退店経路の要所に交通整理員を配置し、住宅街へ侵入しないように呼び掛ける対策をとること。

(ウ) 店舗南側住宅街にある生活道路への来退店車両の侵入を防ぐため、来退店経路の要所に交通整理員を

ウ 収受日 令和三年九月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(イ) 配置し、住宅街へ侵入しないように呼び掛ける対策をとること。

(ウ) 店舗南側住宅街にある生活道路への来退店車両の侵入を防ぐため、来退店経路の要所に交通整理員を

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 六、六〇〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

